

【資料IV】

「商法等の一部を改正する法律案要綱」中間試案  
の解説

(平成一三年四月十八日)  
法務省民事局参事官室

● 中間試案の公表に至る経緯等

法務大臣の諮問機関である法制審議会会社法部会（部会長・前田庸学習院大学教授）は、平成十三年四月十八日、会社法制の大幅な見直しを内容とする商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案（以下「中間試案」という。）を取りまとめた。

会社法部会は、その前身である法制審議会商法部会当時の平成十二年九月六日、企業間の国際的な競争の激化、コンピュータ・

ネットワークの普及、IT革命と呼ばれる情報技術の革新、間接金融から直接金融への移行、新規企業の資金調達の需要の増大等、会社を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の実効性の確保、高度情報化社会への対応、企業の資金調達手段の改善、企業活動の国際化への対応

という四つの視点から、会社法制の大幅な見直しのための作業を開始し、検討を続けてきたが、今回、これまでの審議の結果を踏

△ 抜粋△

までの中間試案を決定するに至った。この中間試案は、これがかがつた上で更に審議を進めることができ正な改正要綱案の策定に資するとの考え方に基づき、審議の途中の段階における検討中の案としてとりまとめられたものである。

そこで、当参事官室は、この決定を受けて、中間試案を公表し、広く国民の意見を照会するものである。

会社法部会においては、意見照会の結果を踏まえて、引き続き検討を行い、平成十三年秋の臨時国会にストック・オプション制度の改善（試案第五）、株主総会招集通知の電子化等（試案第二十四から第二十六まで）を内容とする商法改正法案を、平成十四年の通常国会に会社法制の大幅な見直しを内容とする商法改正法案をそれぞれ提出することを目指して、各法案の要綱案を策定するための作業を行う予定である。

● 中間試案の項目別の解説

株式関係

第四 株券の不発行制度

一 試案第六は、株券の不発行制度に関するものである。

現行法では、株式会社は、その成立後又は新株の払込期日

後、遅滞なく株券を発行しなければならないこととされており（第二百二十六条第一項）、また、株式の譲渡をするには、株券を交付しなければならないこととされている（第二百五条一項）。しかし、現実には、株券を発行していない株式会社は非常に多く、株券の不発行の許容を求める意見が強く出されている。また、必ず株券を発行しなければならないとすることは、会社にとつては、その経費等の負担が大きい。特に、

近年は、株券自体が大量かつ迅速な取引を円滑に行うための障害になつてゐるとの指摘もされている。他方で、株式の移転がほとんどない譲渡制限会社の場合には、そもそも株券を発行する必要性が少ない。また、株式が転々と譲渡される上場・公開会社の株式についても、投資家、株主自身が株券を交付して譲渡することは極めて稀であり、多くの投資家が証券会社に株券を保護預かりに出したり株券の保管振替制度を利用することで、現実に手元に株券を保有せず、株券の交付や移転なしに株式の譲渡を行つてゐる。

そこで、試案は、すべての会社について、株主の請求を受けても株券の発行または返還を行わないという完全な形での株券不発行制度を採用することができるようにして、譲渡制限会社以外の会社が株券不発行制度を採用する場合には、その株主が振替制度を利用する機会を保障しなければならないこととしている。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

二 試案第六の一は、株券の不発行の定めに関するものであり、すべての会社について、定款で株券を発行しない旨を定めることにより完全な形での株券不発行制度を採用することができる（試案一の1）、既存の会社が定款を変更して株券の不発行制度を採用する場合には、株式の併合の場合の手続きと同様の手続によることとしている（試案一の2から4まで）。

この点に関連し、譲渡制限会社以外の会社が株券不発行制度を採用する場合には、株主が振替制度を利用する機会を保障しなければならないこととしている（注1）。また、会社が、数種の株式を発行している場合に、そのうちのある種類の株式に係る株券についてのみ株券不発行制度を採用することができるようにするかどうかについては、そのようなニーズの有無も含めて検討を続けることとしている（注2）。

三 試案第六の二は、株券不発行の場合における株式の譲渡方法等に関するものであり、株券不発行制度を採用した会社の株式については、民法の原則どおり、当事者間の意思表示のみで株式を譲渡することができるものとし（試案二の1）、その場合の対抗問題について、株主名簿に記載しなければ会社だけでなく第三者にも対抗できないという、有限会社の場合（有限会社法第二十条）と同様の規律をするものとしている（試案二の2）。

また、株券を発行している会社の場合には、株券の呈示を受けて名義書換を行えば株主名簿上の名義株主を株主として扱えば足りることとされている（第二百二十四条）に対応し、株券不発行制度を採用している会社における名義書換の要件を定めるとともに（試案一の3）、この手続を履践して名義書換を行った場合には、会社は、株主名簿上の名義株主を株主として扱えば免責される旨を定めることとしている（試案一の4）。

この点に関連し、株券不発行会社についても振替制度を利用できるようにするための所要の立法措置を講ずるものとしている（注4）ので、譲渡制限会社以外の株券不発行会社の株主は、試案一の1及び2にかかわらず、振替制度を利用することによって株式を譲渡することができるようになる。

四 試案第六の三は、譲渡制限会社における被指定者の売渡請求についての特則を定めるものである。株券不発行会社においては、第二百四条ノ三第四項前段の要求する株券の供託を不要とし、これに伴う細目的な規定の整備をするものとしている。

五 試案第六の四は、株券不発行制度の導入に伴う関連規定の整備である。

試案四の1から3まで及び5は、株券が存在しないことに

伴う当然の措置である。なお、試案四の2に関連して、株券の交付のみを要件とする、いわゆる略式質の設定は、することができないこととなる。

試案四の4は、株券不発行会社においては、株主名簿の閉鎖期間の設定をすることができないこととするものである。株券不発行会社の株式については、名義書換が第三者対抗要件にもなることから、株主名簿を閉鎖して名義書換自体を行うことができないようにするには相当でなく、また、基準日の制度のみによつて、権利行使をすることができる株主を確定することができることによるものである。

試案四の6は、各種公告制度の適用除外等に関するものである。まず、(一)の株式併合の際の公告と完全子会社となる場合の公告は、株券の提出を促すためのものであるから、株券不発行会社は行うこと不要とするものである。次に、(二)に掲げる各種公告は、いずれも、名義書換を促すためのものであるが、株券不発行会社の場合には、株式の移転は、名義書換をしないと、会社ばかりか、第三者にも対抗できないこととする関係で、取得者としては、取得後直ちに名義書換をすることになると考えられるので、公告をして名義書換を促すことを要しないこととするものである。最後に、(三)は、基準日の公告について、新株引受権及び転換社債で未行使のものがなきときは、株主自身は株主名簿上の記載で確定でき

ることから、基準日の公告を株主への通知をもつて代えることができる」ととするものである。

## 第二十一 会社運営の電子化等

一 試案第二十四から第二十六までは、会社運営の電子化等に関するものであり、会社関係書類の電子化、電磁的方法による公告、会社から株主や債権者に対する通知等や株主や債権者から会社や取締役に対する請求等の電子化、電磁的方法による議決権の行使等を許容しようとするものである。

### 二 会社関係書類の電子化

試案第二十四は、会社が作成すべき書類の電子化に関するものである。

試案第二十四の一は、商法、担保附社債信託法、有限会社法及び商法特例の規定により、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社（並びにこれらの会社の機関）が作成すべき書類は、株券、社債券等個別に無券面化を検討すべきもの及び電磁的方法による作成しか許されない場合にはインター

ネットの利用環境にない株主や債権者に生ずる情報格差（いわゆるデジタル・デバイド）の観点から問題が生じるもの（試案第二十五の二以下の会社による通知などもこれに含まれる趣旨である。）を除く（注1）、電磁的方法により作成するこ

とで、当該書類の作成に代えることができるようにするものである。

### 試案第二十四の二は、商法等により会社が保存し又は備え置くべきものとする書類が最初の記録段階から一貫して電磁的記録により作成された場合には、その電磁的記録の保存又は備置きをもつて当該書類の保存又は備置きに代えることができる」ととするものである。最初の記録段階から一貫して電磁的記録により作成された場合に限定しているのは、いつたん紙で作成されたものについては、これを電磁的記録に変換するときに改ざんの可能性があること、紙の上に記載された署名を電磁的記録上に移すことができないこと等の理由によるものである。なお、「最初の記録段階から」というのは、当該個別具体的な書類についての最初の記録段階から、といふ意味であり、同種の書類が従前は電磁的記録により作成されていない場合でも、当該個別的な書類自体が最初から電磁的方法によつて作成された場合には、それについては電磁的記録による保存又は備置きが許されるという趣旨である。

試案第二十四の三は、電子化された会社関係書類についてはそのままでは閲覧、謄写等ができないため、このような場合には閲覧、謄写等に代わる方法として、電磁的記録の書面への出力請求ができる」ととするものである。この場合、インターネット等の利用環境にない閲覧等の請求権者とのバランス

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

ンスの問題があることから、出力請求を行うためには閲覧等の請求権者は当該電子化された会社関係書類の保存又は備置きがされている場所（たとえば、当該会社の本店等）に出向く必要があることを前提としている。

試案第二十四の四是、商法、破産法、民事再生法及び会社更生法上の不実記載罪の適用等については、電磁的記録への記録を書面への記載と見なして、これらの規定を適用することとするものである。

試案第二十四の五は、法が署名を要求する場合に、電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）の規定する電子署名をもつて署名に代えることとするものである。

なお、電子署名の方法について一定の範囲のものに限定するかどうかについては、更に検討を続けることとしている（注2）。

### 三 株式会社の公告の電子化等

試案第二十五は、株式会社の公告や株式会社とその株主等との間における通知等の電子化に関するものである。

1 試案第二十五の一は、株式会社が行うべき公告の手段として、官報や日刊新聞紙による方法以外に、電磁的方法によるもので法務省令で定めるものを認めることとするもので（試案一の1）、ここにいう電磁的方法としては、インターネットを利用した方法を想定している。

なお、具体的な公告の方法については、法務省その他の公的機関のシステムを利用する方法を認めることについては余り異論がないが、各会社が自社のホームページを利用してことについては、改ざんのおそれや公告期間の遵守の点で問題があるとの指摘があつたところであり、そのため、法務省令で定める公告の具体的方法としてどのような限定を加えるかについては、更に検討を続けることとしている（注1）。また、電磁的方法による公告を認めるについて、デジタル・デバイドの問題をどう考えるべきかについても、更に検討を続けることとしている（注2）。

電磁的方法による公告をした場合には、合併及び会社分割の場合における債権者保護手続において、知れたる債権者に対する格別の催告をすることを要しないこととして、株式会社の負担を軽減している（試案一の2）。

2 試案第二十五の二は、会社から株主又は端株主に対してもする通知又は催告の電子化に関するものであり、個々の株主等の同意を得た場合にその株主等に対してもする通知等を電磁的方法によつてすることを認めることとするものである（試案一の1）。ここで個々の株主等の同意を条件としているのは、インターネットの利用環境にない株主等の権利行使機会の確保等に配慮する趣旨である。

このような方法によることについて株主の同意を得た場

合における通知等に関する規定については、「書面」を「書面又ハ電磁的記録」と、「記載」を「記録」と読み替えるほか、所要の読み替えをすることとしている（試案二の2）。なお、会社から株主又は端株主にに対する通知について電磁的方法によることを採用することとした場合に、そのことを株主や端株主へ周知する方法について、なんらかの規律を設ける必要があるのか、個々の会社に委ねれば足りるのか等については、更に検討を続けることとしている（注3）。また、定時総会の招集通知に添付することが要求されている計算書類等については、これを電磁的方法で添付して送信すると、送信すべき容量が相當に大きくなることから、招集通知のメールにこれらの書類がサイトのアドレスを記載するという取扱いをすることを認めるかどうかについて、更に検討を続けることとしている（注4）。

3 試案第二十五の三是、株主から取締役又は会社に對する請求又は通知の電子化に関するものであり、会社から電磁的方法により請求又は通知を受けることに同意した株主は、商法の規定による請求又は通知について、書面の代わりに電磁的方法によることができるることとした上で、所要の読み替えをしている。

この試案によれば、電磁的方法による通知等を採用した会社については、これに同意した株主は、当然に電磁的方法

法により会社等に對する請求等をすることができることとなり、これに同意していない株主については、電磁的方法による請求等を利用できないことになる。また、電磁的方法による通知等を採用していない会社についても、株主が電磁的方法により会社等に對する請求等をすることは認められないこととなる。

4 試案第二十五の四是、電磁的方法による株主の代理人の代理権の証明に関するものである。

電磁的方法による通知等（試案第二十五の2）を採用した会社であつても、当然に試案第二十五の四の方法を認めることにはならないし、逆に、会社が電磁的方法による通知等の制度を採用していない場合であつても、試案第二十五の四の方法を認めるることは可能である。代理権確認のシステムは、電磁的方法による通知等のシステムとは別に構築することになり、会社のコスト負担の問題を生ずるためである。

代理権の証明を電子的方法によることを認めるかどうかは、取締役会の決議によることとしている。

5 試案第二十五の五は、株主総会に出席しない株主の電磁的方法による議決権の行使及びこれに関連する書面投票制度の整備に関するものである。

電磁的方法による議決権の行使に関しては、(1)商法特例

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

法上の大会社で株主数が千人以上の会社（以下「書面投票会社」という。）については、現行法どおり、株主総会に出席しない株主は書面による議決権の行使ができることとした上で、さらに、取締役会の決議があつたときは、電磁的記録によつても議決権を行使することができる（試案五の6）、（2）それ以外の会社では、取締役会の決議により、株主が書面又は電磁的記録により議決権を行使できることを定めることとしている（試案五の1から5まで）。なお、電磁的記録によつて議決権行使することができるようにしては、会社からの電磁的方法による通知等の場合などと異なり、株主の同意を必要とはしていない。株主は常に自ら株主総会に出席して議決権を行使できるし、さらに書面投票会社においては、常に書面により議決権を行使できることが保障されているからである。

このように、試案は、欠席株主の書面による議決権行使の方法を、現行法のように一定の大会社に限定することなく、すべての会社について原則的に認めることとしている。その意味では、これまでの株主総会のあり方についての考え方を変更するものである。ただ、書面投票会社については、現行法においても試案においても書面投票制度の採用が強制されているのに対し、それ以外の会社については、

その採用は会社の選択に委ねられている。ちなみに、書面投票会社以外の会社においては、書面投票制度を採用せず、電磁的投票制度のみを採用することもできることになるが、この場合には、そもそも議決権行使書面が送られていない以上、株主は電磁的記録によらずに書面によつて議決権行使することはできないこととなる。

なお、電磁的方法による通知等を採用した会社であつても、当然に電磁的方法による議決権行使を認めることにはならない。また、会社から株主への通知の電子化を当該会社が採用していない場合であつても、会社が取締役会決議により電磁的投票制度を採用していれば、株主としては電磁的方法により議決権行使することができることとなる。さらに、会社から株主への通知の電子化が採用されている会社において株主が電磁的方法により通知を受けることに同意していないときでも、会社がその取締役会決議で電磁的投票制度を採用していれば、株主は電磁的方法により議決権行使することができることとなる。

また、会社が電磁的方法により議決権行使することができる旨を定めた場合であつても、当該会社が書面投票会社であるときは、かかる会社は議決権行使書面及び書面による参考資料を株主に対して送付する義務を免除されるわけではないのが原則である。ただし、書面投票会社であつ

て、電磁的投票制度を採用し、かつ、電磁的方法による通知等を採用した会社において、会社からの通知を電磁的方法により受けることに同意した株主に対しては、例外的に、電磁的方法を採用したことのメリットを実現するため、

当該会社は議決権行使書面及び書面による参考資料を提供する義務を免除されることとしている（試案五の7）。

なお、電磁的方法による議決権の行使についても、書面による議決権行使の場合と同様に、株主総会の前日までに

会社に送信して行うべきこととしている（試案五の3）。

また、株主総会のＩＴ化関係の事項としては、テレビ会議システムを利用した株主総会を認めることとするか等の検討議題もあるところ、これについては、更に検討を続けることとしている（注5）。

6 試案第二十五の六は、会社等から債権者に対する通知等の電子化に関するものであり、株主等に対応する通知等の電子化の場合（試案第二十五の二）と同様に、債権者の同意を得た場合に限り、それをすることができるとしている。

7 試案第二十五の七は、債権者から会社等に対してする請求の電子化に関するものであり、株主から会社等に対応する請求等の場合（試案第二十五の三）と同様に、会社から債権者に対してする通知等の電子化について同意した債

権者にこれを認めることとしている。

8 試案第二十五の八は、電磁的方法による社債権者の議決権行使に関するものであり、株主総会における議決権行使と同様に、これを認めることとしている。

#### 四 有限公司の公告の電子化等

試案第二十六は、有限公司における公告等の電子化に関するものであり、株式会社と同様の手当てをするものとする。

株式会社と異なる点は、有限公司法第四十二条に規定する書面による決議の方法に対応するものとして、電磁的方法による社員総会決議の制度を認めている点である（試案第二十六の四）。なお、株式会社についても、書面による株主総会制度を導入する場合には、電磁的方法による社員総会決議の制度をも導入する方向で検討していることは前述のとおりである（試案第十二の三参照）。

なお、試案は、社員総会が物理的に開催されることを前提とする欠席社員の電磁的方法による議決権行使（試案第二十六の五による第二十五の五の準用）と、最初から全社員が一同に会することを予定しない電磁的方法による決議の制度とは別個の制度であることから、両者を別個に規定することとしているが、社員総会に欠席した社員の電磁的方法による議決権行使を認めるときは、それに加えてこの電磁的方法によ

る決議の方法を認める必要があるかという議論もあるので、この点については、更に検討を続けることとしている。

### 【資料V】

法務省民事局参事官室 御中

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」に対する意見

(平成十五年(二〇〇三年)五月一日)  
広島修道大学商法研究会

#### I 総論

今回の中間試案は、「株券不発行制度」の導入及び「電子公告制度」の導入の二つの内容を含んでいる。そのうち、「株券不発行制度」の導入については、現下の厳しい経済情勢および経営環境のもとに、株式発行コストの削減、株式取引決済の迅速化及び株主管理事務の合理化等、主として株式発行会社側の都合・利益(コスト削減ないし手数の省略)が主眼となつて発想されているように見える。また、「電子公告制度」の導入についても、インターネット時代に対応した低コストの公告方法としてそれが検討され

ているように見える。無論、そうした視点を否定すべきではないし、社会経済的にもそのことの持つ意味は大きいと考えられるが、他方、直接の利害関係を持つ株主側の不利益にならないかの検討が殊に必要にならう。

また、本中間試案の内容を検討するに際して、いま一つ重要な視点は、社員(株主)有限责任制の会社形態として、株式会社組織と有限会社組織とを併存させているわが国の現行法体系ものとで、一方で、株式会社組織の実態が、極く少数の、大規模・公開的な会社と、圧倒的大多数の、小規模・閉鎖的な会社とが存在している現状と、他方で、小規模・閉鎖的な有限会社が多数存在している現状とをこのままに放置しておくべきではないという点である。従つて、その現状を踏まえながらも、一国の会社法体系をより良いものとするための対策を考慮に入れながら、問題点の検討をすべきことになると思われる。

その際、今後の会社法のあり方を検討するに当たつて考えられる対応策の一つは、私見によれば、小規模・閉鎖的な株式会社に関する商法の規制と、小規模・閉鎖的な会社形態として構想された筈の有限会社に関する規制とを、内容的に整理・統合し、それを有限会社として、自足的で(すなわち商法規定の準用をやめて)独立的な法典とするとともに、株式会社に関する法規制を大規模・公開的な会社形態として純化し、公開株式会社法として独立的な法典とすることであろう。それぞれの法典は、ともに現代語